

住田町営建設工事に係る指名停止等措置基準

平成14年7月31日制定

平成27年6月4日改正

(趣旨)

第1 この基準は、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2 指名停止とは、別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、一定期間、指名競争入札において指名しない措置をいう。

2 町長は、有資格業者が、別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 町長が第2項の指名停止を行ったときは契約担当者（財務規則（平成13年住田町規則第5号）第113条第1項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該有資格業者を入札の落札者としてはならない。当該有資格業者を構成員に含む特定建設工事共同企業体についても同様とする。この場合、当該有資格業者及び当該有資格業者を構成員に含む特定建設工事共同企業体を現に指名しているときは、それぞれ当該確認又は当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第3 町長は、第2第2項の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 町長は、第2第2項の規定により指名停止を受けることとなる経常建設共同企業体又は事業協同組合等の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止に責を負わないと認められる者を除く。）について、当該経常建設共同企業体又は事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 町長は、第2第2項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む経常建設共同企業体又は事業協同組合等について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前項の規定に基づく指名停止は、第4第2項に基づく措置の対象としないものとする。

(指名停止期間の特例)

第4 有資格業者が一の事案について別表第1から別表第3までの各号の措置要件の2以上に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 町長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、該当することとなった回

数に1月を乗じた期間を指名停止の期間に加重することができる。ただし、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。

- (1) 同一の有資格業者が、別表第1から別表第3までの各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 同一の有資格業者が、別表第2第1号、又は、第2号及び第3号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号、又は、第2号及び第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 町長は、有資格業者について贈賄事案において発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第3までの各号及び前2項に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について贈賄事案や不正不誠実事案において違法行為等を何度も繰り返していた場合等極めて悪質な事由があるため、又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3までの各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5 町長は、有資格業者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ各号に定める期間とすることができる。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したときは、2倍の期間
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く）は、2倍の期間
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く）は、2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する

法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由（当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。以下この項において同じ。）があるとき（前3号に掲げる場合を除く）は、1月を加重した期間

(5) 町又は他の公共機関の職員（刑法第7条第1項に定める国または地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含み、更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。）が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号及び第2号に掲げる場合を除く）は、1月を加重した期間

2 町長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第2号に該当し、かつ、前項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合等極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 町長は、有資格業者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、贈賄事案において発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等情状酌量すべき特別の事由又は贈賄事案や不正不誠実事案において適用基準に該当する違法行為等を何度も繰り返していた場合等極めて悪質な事由のあることが警察、検察等のその後の調査等で明らかになったときは、別表第1から別表第3までの各号、第4及び第5に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったときは、有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第6の2 町長は、別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件の一に該当する有資格業者（以下「措置要件該当有資格業者」という。）について、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により措置要件該当有資格業者の業務（建設業に限る。別表第2第2号を除き、以下同じ。）を承継した有資格業者（以下「承継した有資格業者」という。）があるときは、次のとおり措置要件該当有資格業者に係る措置を承継させるものとする。

(1) 措置要件該当有資格業者が消滅する合併の場合において次に該当するときは、措置要件該当有資格業者に係る措置を承継させるものとする。

- ア 承継した有資格業者の役員の半数以上を措置要件該当有資格業者の役員が兼ねているとき又は合併後に兼ねることとなるとき。
- イ 措置要件該当有資格業者の役員若しくは役員であった者（該当する役員若しくは役員であった者が複数いるときはその合計）が承継した有資格業者の株式の過半数を保有するとき又は合併後に保有することとなるとき。
- ウ 措置要件該当有資格業者と承継した有資格業者が親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあるとき。
- エ アからウまでに該当しない場合で、合併比率（措置要件該当有資格業者の株式1株に対して承継した有資格業者の株式を何株交付するかを表す比率をいう）が1対1以上のとき。
- (2) 新設合併の場合においては、前号の規定を準用し、措置要件該当有資格業者に係る措置を承継させるものとする。
- (3) 措置要件該当有資格業者が会社分割を行ったときは、承継した有資格業者全者に措置要件該当有資格業者に係る措置を承継させるものとする。
- (4) 措置要件該当有資格業者から営業又は事業の一部譲渡を受けた場合においては、営業又は事業の一部譲渡の対象となる業務を第1号の消滅する有資格業者とみなして第1号の規定を準用する。この場合において、(1)エ中合併比率とあるのは承継した有資格業者の売上高全体に対する営業又は事業の一部譲渡額の割合と読み替えるものとする。

(指名停止等に係る通報)

第7 各課等の長は、その分掌する事務に関して有資格業者が別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件の一に該当する疑いがあると認めたとき、第11の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第6各項の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止等事由通報書（様式第1号）により工事等契約担当課長に通報するものとする。

(指名停止の通知等)

第8 町長は、第2第2項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第6第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するとともに、ホームページで公表するものとする。

2 工事等契約担当課長は、町長が前項の規定により通知をしたときは、電子掲示板への掲示により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町の発注した工事（以下「町発注工事」という。）に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約できる相手方が指名停止期間中の有資格業者のみの場合であって、次の各号に掲げるやむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 災害時の応急工事等で緊急を要するとき。
- (2) 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められるとき。

(下請の禁止)

第10 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が町発注工事を下請し、又は受託することを認めてはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11 町長は、指名停止を行わない場合において、有資格業者に対し、別表第4各号のいずれかに該当したと認めるときは書面又は口頭で警告を、別表第5各号のいずれかに該当したと認めるときは書面又は口頭で注意を、それぞれ行うことができる。

附 則 (平成25年8月30日改正)

改正後の基準は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月4日改正)

- 1 改正後の基準は、平成27年6月4日から施行する。
- 2 この基準の施行前にした行為については、改正後の基準を適用する。